



鳥取県公報

平成15年10月31日(金)
第7532号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	軽油引取税に係る特約業者の指定 (657) (税務課)	1
	開発行為に関する工事の完了 (658) (都市計画課)	1
	都市計画法による建築物の用途の変更に係る許可申請をすることの命令 (659) (〃)	2
公 告	家畜商法による講習会の開催 (畜産課)	2

告 示

鳥取県告示第657号

鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第193条第1項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定をしたので、告示する。

平成15年10月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏 名	主たる事務所の所在地	指定年月日
真木 正規	東伯郡東郷町大字宮内128	平成15年10月1日

鳥取県告示第658号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により告示する。

平成15年10月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 開発許可の年月日及び番号
平成14年4月15日鳥取県指令都計3第19号
- 開発区域に含まれる地域の名称
気高郡気高町大字八幡地内
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
気高郡気高町大字浜村282 - 1
気高町長 森山鐵雄

鳥取県告示第659号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第81条第1項の規定に基づき、次のとおり建築物の用途の変更に係る同法第43条第1項に規定する許可の申請（以下「許可申請」という。）をすることを命じたので、同法第81条第3項の規定により告示する。

平成15年10月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 命令を受けた者の住所及び氏名
境港市竹内町2376
有限会社アドバンスオート 代表取締役 安倍英明
- 2 許可申請をすることを命じた建築物の所在地
境港市竹内町2376
- 3 許可申請をすることを命じた理由
都市計画法第43条第1項の規定に違反して建築物の用途を変更したため
- 4 許可申請をすることの期限
命令に係る文書の到達した日から起算して30日以内

公 告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号に規定する講習会を次のとおり開催する。

平成15年10月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 開催日時
平成15年12月2日（火）及び同月3日（水）午前9時から午後5時まで
- 2 開催場所
倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所第7会議室
- 3 講習の科目及び時間
(1) 家畜の取引に関する法令 4時間
(2) 家畜の品種及び特徴 4時間
(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 4 受講手続
(1) 受講申込書の交付
受講申込書は、県内の各総合事務所農林局及び各地方農林振興局において交付する。
(2) 受講申込方法
所定の受講申込書に、写真（受講申込書提出前6月以内に撮影した無帽の正面上半身像のもので、縦3.5cm×横2.5cmの大きさのものとする。）及び講習会受講手数料（3,540円）に相当する額の鳥取県収入証紙をはり付けて、平成15年11月18日（火）までに住所地を管轄する総合事務所農林局又は地方農林振興局長を経由して知事に提出すること。

5 問合せ先

受講手続その他講習会に関する問合せは、鳥取県農林水産部畜産課（鳥取市東町一丁目220 電話0857 - 26 - 7290）に行うこと。

